

地域建設業経営強化融資制度の適用について

令和4年4月1日改正

滑川市総務部財政課

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、資金調達の円滑化に向け、国土交通省において「地域建設業経営強化融資制度」が創設されたところですが、本市発注の工事についても、この融資制度の対象とし、建設企業の金融の円滑化に向けて支援することとしました。

記

1 制度の対象となる建設企業

本制度の対象となる建設企業は、建設工事を請け負う、原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下のもの又は常時使用する従業員数が1,500人以下のものとする。

2 対象となる工事

本市が発注する建設工事（出来形2分の1以上）を対象とする。

ただし、繰越となる工事及び繰越が見込まれる工事、その他適当でないと認められる建設工事等については、対象外とする。

3 手続の流れ

- (1) 本市から建設工事を受注・施工している中小・中堅建設企業（以下「建設業者という。」）は、工事請負代金債権（以下「債権」という。）を株式会社建設経営サービスに譲渡
- (2) 株式会社建設経営サービスは、債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来形の範囲内で融資
- (3) 東日本建設業保証株式会社の保証により、出来形を超える部分も含め金融機関から建設業者に対し融資

4 実施時期

- (1) 平成21年1月15日から、平成23年3月31日までの措置として実施
- (2) 建設工事の債権の譲渡に関する事務取扱要領の一部を変更し、令和8年3月31日までの措置として実施